

原子力災害対策指針の計画反映を検討するステップ（案）

| 原子力災害対策指針 | | 検討時期 | | 備考 | |
|--------------------------------------|---|------------------------------|--------|----|--|
| 目次 | 概要 | 今後のスケジュール等 | ステップ 2 | | ステップ 3 |
| 前文 | ○目的・趣旨、対象、過去の経緯 ○基本的な考え方 ・住民視点での防災計画の策定 ・長期化を考慮した情報提供体制の構築 ・最新知見に基づく判断基準等の見直し | | | | |
| 第1 原子力災害 (1) 原子力災害及び原子力事業者の責任 | ○災害の意味、事業者の責任 | | | | |
| (2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 | ○複合的な放出形態 | | | | |
| (3) 原子力災害の特殊性 | ○災害未然防止が極めて重要 ○一般災害対策との連携 | | | | |
| (4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方 | ○住民被ばく防護が最も重要 ○ICRP等の原則 ○被ばく以外の健康影響も抑制 | | | | |
| 第2 原子力災害事前対策 (1) 原子力災害事前対策の基本的考え方 | ○未然防止のための予防対策 ○段階に応じた最適な方法で災害影響を緩和 ○平時から計画整備、訓練の実施 | ○12月～25年1月に指針へ反映 | | | 第11回原子力規制委員会（11月14日）において検討チーム発足が決定 |
| (2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について | ○事態を準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分 ○初期対応段階においては、観測可能な指標による迅速な意思決定 ○緊急時活動レベル（EAL） ○運用上の介入レベル（OIL） | ○12月に指針に盛り込み | | | 事故炉等の実情を踏まえた本県独自の指針（指標等）を国に求めている |
| (3) 原子力災害対策重点区域 | ○予防的防護措置を準備する区域（PAZ）として半径5kmを目安 ○緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として概ね30kmを目安 ○ブルーム通過時の防護区域（PPA）は今後検討 ○複数道府県にかかる場合国が積極的関与 | 未定 | | | |
| (4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策 | ○防災業務計画の策定、訓練の実施等 ○異常事態の通報は極めて重大な責務 | | | | （事業者防災業務計画等） |
| (5) 緊急時における住民等への情報提供のための体制整備 | ○平時から体制を構築しておく必要 ○報道機関等を通じた情報提供体制の構築 | | | | |
| (6) 緊急時モニタリングの体制整備 | ○第一段階は、緊急事態発生直後から開始し、OILに照らし防護対策を判断 ○第二段階は、より広範囲を実施し、全体的影響、被ばく評価、防護対策の判断等 | ○12月に中間とりまとめ ○25年3月にとりまとめ | | | |
| (7) 緊急被ばく医療体制の整備 | ○災害医療組織の最大活用、指揮系統の確認 ○受入機関の選択では拡散予測も考慮 | ○12月に対応策の方向性とりまとめ | | | 原子力規制委員会において、緊急被ばく医療に関する検討チームが発足（11月15日） |
| (8) 平時からの住民等への情報提供 | ○平時から重点区域内住民に必要な情報提供 ○在り方は今後検討 | | | | |
| (9) オフサイトセンター等の整備 | ○PAZ及びUPZの目安を踏まえた立地 ○放射線防護対策、地方公共団体との連携 ○代替施設、通信経路の複線化 ○OFCに加え現場活動拠点の設定 | | | | |
| (10) 諸設備の整備 | ○放射線計測機器、避難等判断システムによる予測、情報共有システム ○放射線防護資機材 ○SPEEDI等の予測情報の活用、緊急被ばく医療用資機材は今後検討 | | | | |
| (11) 防災関係資料の整備 | ○組織、社会環境等の情報 ○常に最新にするための仕組みの構築 | | | | |
| (12) 防災業務関係者等に対する教育訓練 | ○安全文化の維持向上に資する姿勢の育成 | | | | |
| 第3 緊急事態応急対策 (1) 緊急事態応急対策の基本的考え方 | ○観測可能な指標に基づく防護措置が重要 | | | | |
| (2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策 | ○異常事態把握のための手順 | | | | |
| (3) 緊急時モニタリングの実施 | ○特定事象通報でモニタリング開始 ○委員会は自ら実施また結果を統括して管理 | ○12月に中間とりまとめ ○25年3月にとりまとめ | | | |
| (4) 緊急時における住民等への情報提供 | ○正確、迅速かつ分かりやすい情報提供 ○定期的に繰り返し伝達を実施 ○要援護者、一時滞在者等に十分配慮 ○広報技術を習得した者が発信 | ○未定 | | | |

| 原子力災害対策指針 | | | 検討時期 | | 備考 |
|---|--|----------------|--------|--------|--------------|
| 目次 | 概要 | 今後のスケジュール | ステップ 2 | ステップ 3 | |
| (5) 防護措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避 ○避難 ○安定ヨウ素剤の服用 ○緊急被ばく医療 ○スクリーニング ○飲食物摂取制限 ○防災業務関係者の被ばく防護 ○防護措置の解除 | | ▶ | | |
| (6) 核燃料物質等の輸送時の防災対策 | ○事業者、運搬事業者、国が主体として実施 | | | | (事業者防災業務計画等) |
| 第4 原子力災害中長期対策 (1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方 | ○関係者の対話が重要 | | ▶ | | |
| (2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○経時的な変化を継続的に把握 ○データ収集、保存活用の一元的なシステム | | ▶ | | |
| (3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定 | ○個人被ばく線量の推定、実測による適切な防護措置と除染の実施 | | ▶ | | |
| (4) 発災後の復旧に向けた健康評価 | ○放射線疾患だけでなくメンタルケア等も含めた長期的な健康評価の実施 | | ▶ | | |
| (5) 除染措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会要因を考慮した効率的な計画 ○住民等の除染を国、地方公共団体が支援 ○従事者の被ばく線量管理 | | ▶ | | |
| (6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方 | ○3つの被ばく状況の取扱と考え方 | ○今後検討 | ▶ | | |
| 第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について (1) 中長期的対策について | ○被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていくことが必要 | ○12月に第一段階とりまとめ | ▶ | | |
| (2) 原子力災害対策重点区域について | <ul style="list-style-type: none"> ○他の原子力施設と一律のPAZ等は不相当 ○リスク評価等を踏まえた更なる検討 | | ▶ | | |
| 第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題 | <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力災害事前対策の在り方 ② 緊急時モニタリング等の在り方 ③ オフサイトセンターの在り方 ④ 緊急被ばく医療の在り方 ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応 ⑥ 地域住民との情報共有等の在り方 | | | | 今後、状況に応じて対応 |
| 第7 結び | ○不断の見直しを実施 | | | | |